

公 告 第 5 - 1 号

令和 5 年 4 月 1 日

東宝健康保険組合
理 事 長



令和 5 年度任意継続被保険者の標準報酬について

標記の件、下記の通り公告します。

記

1. 令和 5 年度の任意継続被保険者の標準報酬月額は、「本人の資格喪失時の標準報酬月額」か「当健康保険組合の平均標準報酬月額（第 25 級 360,000 円※）」のいずれか低い額となります。（健康保険法第 47 条【任意継続被保険者の標準報酬月額】の規定による）

※令和 4 年 9 月 3 0 日現在の当健康保険組合の被保険者全員の標準報酬月額の
平均額 362,713 円に基づいて算定。

2. 健康保険料の月額を上記により決定した標準報酬月額に 85/1000 を乗じた額となります。なお、40 才以上 65 才未満の方については、別途、「介護保険料」として同じ標準報酬月額に 20/1000 を乗じた額を徴収いたします。

以 上